

## 札幌開発建設部電線共同溝管理規程

〔平成11年1月18日札建管第2262号〕  
札幌開発建設部長

改正 平成14年12月1日札建管第1327号  
平成15年4月1日札建管第206号  
平成17年4月1日札建管第1390号  
平成22年4月1日札建公管業第217号  
平成30年3月9日札建公管業第764号  
令和3年3月3日札建公管業第463号  
令和5年3月22日札建公管業第413号

### (目的)

第1条 この規程は、北海道開発局長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）（以下「法」という。）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。
- 二 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線及び通信線等をいう。
- 三 「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外で占用者が敷設するものをいう。
- 四 「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関して道路管理者から法に基づく許可を受け、又は協議により道路を占用する者をいう。
- 五 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 六 「占用工事」とは、占用物件に係る工事をいう。

### (管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占用者が、それぞれ管理する。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作製し、保管するものとする。

2 台帳は、調書及び図面をもって組成する。

3 調書には、次の各号を記入する。

一 収容物件の敷設状況

二 収容物件の種類、占用許可年月日、許可番号、敷設工事着手年月日及び完了年月日

三 収容物件の管理者名、連絡先

四 その他必要事項

4 図面には、次の各号を記入する。

一 電線共同溝の位置、規模及び構造

二 その他必要事項

5 道路管理者は、台帳を整備するものとし、各占用者に台帳を閲覧させることができるものとする。

6 占用者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、速やかに道路管理者に届け出なければならない。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占用者は、収容物件に管理者名、敷設年月及び電圧（電気事業法の規定に基づいて設ける電線に限る。）を明示するものとする。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第6条 道路管理者は、占用者が新たに加入する等収容物件に変更が生ずるときには、あらかじめ関係占用者に通知するものとする。

(工事の承認)

第7条 占用者は、占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書（別添様式-1）及び敷設工事の届出書（電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令第7条第2項第1号）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第8条 占用者は、占用工事の際に電線共同溝の構造及び他の占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講じなければならない。

2 占用者は、占用工事が他の収容物件に支障を及ぼすおそれのあるときには、他の占用者と協議し、必要に応じその立会を求めるものとする。

3 道路管理者が電線共同溝内において工事を施行する場合、他の収容物件に影響を及ぼ

すおそれがあるときは、事前に関係占有者と連絡、打合せを行うものとする。

- 4 占有者は、占有工事に着手したとき又は完了したときには、道路管理者に工事着手届（別添様式－2）及び工事完了届（別添様式－3）を提出し、当該電線共同溝の維持管理を担当している道路事務所長（以下「所長」という。）の確認を受けなければならない。

（入溝時の承認・措置）

第9条 入溝に必要な鍵は、所長が保管するものとし、必要に応じて占有者に鍵を貸与することができる。

- 2 占有者は、電線共同溝内に入溝しようとするときは、あらかじめ所長に電線共同溝入溝許可及び鍵貸与申請書（別添様式－4）を提出し、許可を受けなければならない。

- 3 前項の許可を受けた占有者は、電線共同溝鍵貸出簿（別添様式－5）に必要な事項を記入の上、入溝責任者が鍵の貸与を受けるものとする。その際、次の各号を遵守しなければならない。

（1）入溝責任者は、貸与された鍵の保管に十分な措置を講じ、許可された目的以外に使用しないこと。

（2）鍵は、所長が定めた期日までに返納すること。

（3）鍵の貸与は原則入溝期間中に行う。ただし、休日・夜間施工等の場合は入溝期間前の貸与及び入溝期間後の返却も可とする。

（4）鍵の複製は禁止する。

（5）鍵を紛失又は破損した場合は、関係する鍵の取り替え費用を入溝者が負担するものとする。

- 4 占有者は、事故及びその他やむを得ない事由により緊急に入溝しようとするときは、所長に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後速やかに電線共同溝入溝許可及び鍵貸与申請書（別添様式－4）を提出し、作業内容等の確認を受けなければならない。

- 5 占有者は、作業が完了したときは、電線共同溝入溝（作業）完了及び鍵返納届（別添様式－4）に必要な事項を記載の上、所長に提出するとともに、電線共同溝鍵貸出簿に必要な事項を記入して鍵を返納し、確認を受けなければならない。

- 6 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌（別添様式－6）に必要な事項を記載の上、鍵の返納時に所長へ提出すること。

（自らが直接に工事及び作業を行わない場合の責務）

第10条 道路管理者及び占有者は電線共同溝内で行う工事等を請負等により第三者に施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占有者に代わって行う者（以下「請負者等」という。）に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。

一 本規程で定められた入溝手続き、事故防止に係る規定を熟知し遵守すること。

二 工事等を行うときは、規程等の写しを携行すること。また、工事等が占有に係る工事であるときは、当該工事等に係る占有許可書等の写しも携行すること。

- 三 緊急時の連絡体制については、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル」に基づき、緊急連絡体制を確立すること。
- 2 道路管理者及び占有者は、請負者等の行う工事等について適切な監督を行い、電線共同溝及び占有物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。
- 3 電線共同溝内で行う工事等を請負等により第三者に施行させる場合の請負者の義務は、規程等に定める道路管理者又は占有者の義務を準用するものとする。

(点検及び通報の義務)

- 第 11 条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。
- 2 道路管理者及び占有者は、巡視又は点検の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見したとき及び他の占有物件を損傷したときは、別途道路管理者が定める緊急連絡系統に基づき、直ちに関係者に通報するとともに、必要に応じ応急的な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合、占有者は速やかに設備異常発見報告書（別添様式－7）を所長に提出しなければならない。また、当該物件占有者は措置完了後、直ちに事故報告書（別添様式－8）で所長に報告するものとし、道路管理者が措置した場合においても各占有者に通知するものとする。

(関係法令の遵守)

- 第 12 条 占有者は、前各条の規定により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

(費用の負担)

- 第 13 条 電線共同溝の管理に要する費用（以下「管理費」という。）の負担については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。
- 一 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費並びに事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。
- ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。
- 二 前号の占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 三 占有物件の設置又は管理の工事等により、電線共同溝及び占有物件に損害を与えた場合の復旧費は、前 2 号の規定にかかわらずその原因者の負担とする。
- 四 特定の占有者の必要により生じた当該電線共同溝の改築に要する費用は、当該占有者の負担とする。

五 占用者の負担額は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額とし、そのうち船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の算出は次のとおりとする。

(1) 船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

ただし、合計額が 5,000,000 円未満の場合は除く。

基 準 額	船舶及び機械器具費の率
20,000,000 円以下の金額	0. 8 %
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	0. 6 %
50,000,000 円を超え 80,000,000 円以下の金額	0. 4 %
80,000,000 円を超える金額	0. 2 %

(2) 営繕宿舍費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

ただし、合計額が 5,000,000 円未満又は工期が 100 日未満の場合は除く。

基 準 額	営 繕 宿 舎 費 の 率
20,000,000 円以下の金額	1. 0 %
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	0. 8 %
50,000,000 円を超え 80,000,000 円以下の金額	0. 6 %
80,000,000 円を超える金額	0. 4 %

(3) 事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舍費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

基 準 額	事 務 費 の 率
20,000,000 円以下の金額	10 %
20,000,000 円を超え 50,000,000 円以下の金額	8 %
50,000,000 円を超え 80,000,000 円以下の金額	6 %
80,000,000 円を超える金額	4 %

六 管理費のうち占用者が負担することとなる負担率は、全て道路管理者が徴収するものとする。

七 占用者は、道路管理者が作成する管理費徴収資金計画書に基づき歳入徴収官札幌開発建設部調査官の発行する納入告知書により、管理費を納入するものとする。

八 道路管理者が徴収する管理費は、毎会計年度末に精算するものとする。

ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算することができるものとする。

(溝内の清掃)

第14条 所長は、溝内を常に清潔な状態に保持するため、必要に応じて清掃を行うものとする。

(近接工事施行時の措置)

第15条 所長は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があった場合には、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル」に基づきチェックを行い、現地立会又はその他必要な措置を講じなければならない。

(損害又は紛争の処理)

第16条 道路管理者及び占用者は、収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者(道路管理者及び他の占用者も含む。)に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

(連絡協議会の設置)

第17条 電線共同溝及び収容物件の管理を円滑に進めるため、道路管理者及び占用者から構成される、電線共同溝等連絡協議会を札幌開発建設部で設置し、所要事項について協議・調整を行うものとする。

(道路管理者への届出等)

第18条 この規程の定めによる道路管理者への承認申請、届出、報告等は、所定の様式により所長を経由して行うものとする。

(保安細則)

第19条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する疑義等)

第20条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、道路管理者と占用者が協議するものとする。

附 則（平成11年1月18日札建管第2262号）  
（施行期日）

この規程は、平成11年1月18日から施行する。

附 則（平成14年12月1日札建管第1327号）  
（施行期日）

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日札建管第206号）  
（施行期日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日札建管第1390号）  
（施行期日）

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日札建公管業第217号）  
（施行期日）

この通達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月9日札建公管業第764号）  
（施行期日）

この通達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日札建公管業第463号）  
（施行期日）

この通達は、令和3年3月3日から施行する。

附 則（令和5年3月22日札建公管業第413号）  
（施行期日）

この通達は、令和5年4月1日から施行する。

別添様式－1

電線共同溝占用工事施行承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

北海道開発局長 殿

住 所  
占用者名  
担当者  
TEL

占用物件に係る下記の工事を施行したいので、札幌開発建設部電線共同溝管理規程第7条に基づき承認を得たく申請します。

記

目 的			
路 線 名	一般国道 号	電線共同溝名	
場 所			
工 事 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
工 事 名			
工 事 内 容			
規 模 数 量			
添 付 図 面	位置図、平面図、保安施設図		

電線共同溝占用工事施行承認書

第 号  
令和 年 月 日

北海道開発局長

上記については、承認する。  
ただし、工事施行に当たっては、当該電線共同溝管理規程を遵守すること。



# 工事着手届

第 年 月 日  
令和 年 月 日

札幌開発建設部長 殿

〒  
住 所  
氏 名  
(担当者) TEL

令和 年 月 日付け 第 号で許可を受けた工事は、下記のとおり着手しましたので届け出ます。

## 記

- 場 所 一般国道 号 電線共同溝  
〔距離標：k p ～ k p (上り・下り・横断) L = k m〕  
(自) 市 町 地先～(至) 市 町 地先
- 着手年月日 令和 年 月 日
- 工事責任者 会 社 名  
責任者名  
T E L

(この届出書は、着手後3日以内に担当事務所に提出してください。)

# 工事完了届

第 号  
令和 年 月 日

札幌開発建設部長 殿

〒  
住 所  
氏 名  
(担当者) TEL

令和 年 月 日付け 第 号で許可を受けた工事は、下記のとおり完了しましたので届け出ます。

## 記

1. 場 所 一般国道 号 電線共同溝  
〔距離標：k p ～k p (上り・下り・横断) L = k m〕  
(自) 市 町 地先～(至) 市 町 地先
2. 工事期間 令和 年 月 日 着手  
令和 年 月 日 完了
3. 工事責任者 会 社 名  
責任者名  
T E L

# 電線共同溝入溝許可及び鍵貸与申請書

[事前・緊急(事後)]

第 号  
令和 年 月 日

札幌開発建設部〇〇道路事務所長 殿

〒◇◇◇◇-◇◇◇◇

住所

氏名

(担当者)

TEL

下記のとおり電線共同溝内で作業をしたいので、入溝許可及び鍵の貸与を申請します。

## 記

1. 入溝箇所 一般国道 号 〇〇電線共同溝  
(距離標 k p ~ k p (上り・下り・横断) L = km)  
(自) 市 町 地先~(至) 市 町 地先

2. 入溝目的

(\*例: 第 号の工事施行のため(承認(許可)書を添付すること)、  
占用物件の点検・保守作業のため、〇〇工事に伴う調査のため等(資料を添付すること))

3. 入溝期間 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日  
作業時間: 時 分 ~ 時 分

4. 入溝者等 入溝責任者: (作業従事者: 他 名)  
会社名: 住所:  
連絡先: TEL(会社) (携帯)

5. 火気使用 有・無(使用火気名: ) (作業内容: )  
火気使用責任者:

6. 鍵の種類・刻印番号

第 号  
令和 年 月 日  
札幌開発建設部〇〇道路事務所長 印  
上記については、別紙条件を付して入溝を許可し、鍵を貸与する。

## 電線共同溝入溝(作業)完了及び鍵返納届

第 号  
令和 年 月 日

札幌開発建設部〇〇道路事務所長 殿

〒◇◇◇◇-◇◇◇◇

住所

氏名

(担当者)

TEL

先に許可のあった電線共同溝の入溝は下記のとおり作業が完了し、鍵を返納しますので届け出ます。

完了年月日 令和 年 月 日

(この届出書は、完了日に担当事務所に提出してください。)

## 許 可 条 件 （ 例 ）

## 1. 異常時等の通報に関すること

- 1) 電線共同溝のマンホール・ハンドホール（以下「ハンドホール等」という）への入溝に際し、電線共同溝や収容物件に異常を発見したときは、直ちに所長に通報するとともに、状況によっては応急的な措置を講じること。また、事故の発生又はそのおそれのある場合は、発見者は直ちに緊急連絡先リストに基づき関係機関に通報すること。
- 2) 前号に該当する場合は、速やかに設備異常発見報告書を所長に提出すること。

## 2. 入溝時の事故防止に関すること

- 1) 電線共同溝のハンドホール等への入溝に際しては、関係法令を遵守し、事故防止に努めること。
- 2) 入溝する場合は、入溝責任者が現地に常駐し、電線共同溝入溝許可書及び緊急連絡先リストを携行すること。
- 3) 入溝者は、必ず保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は腕章（別図-1）の着用と身分証明書を携帯すること。
- 4) 入溝責任者は、入溝前に電線共同溝内の酸素及び有毒なガス等の有無を確認すること。
- 5) 電線共同溝のハンドホール等内での火気使用については、所長が許可した場合以外は使用しないこと。なお、火気使用に当たっては、消火器を携帯すること。
- 6) 電線共同溝のハンドホール等内は、禁煙とする。
- 7) 電線共同溝の構造及び収容物件に支障を及ぼさないために、必要な措置を講じるとともに、点検、工事等に伴う事故発生を未然に防止すべく万全の対策を行うこと。収容物件の形状の変更等を行う必要が生じた場合には、あらかじめ所長に申し出て承認を得ること。
- 8) 入溝作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさないように行うこと。
- 9) 歩行者及び車両等道路交通に支障を及ぼす場合は、当該箇所に柵、コーン及び工事標識等を設けるとともに、保安要員を配置するものとし、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講じること。
- 10) 入溝完了後は、点検、工事用資機材を速やかに搬出し、入溝区域の清掃を行うこと。
- 11) 入溝完了後は、ハンドホール等の蓋の施錠を確実にすること。

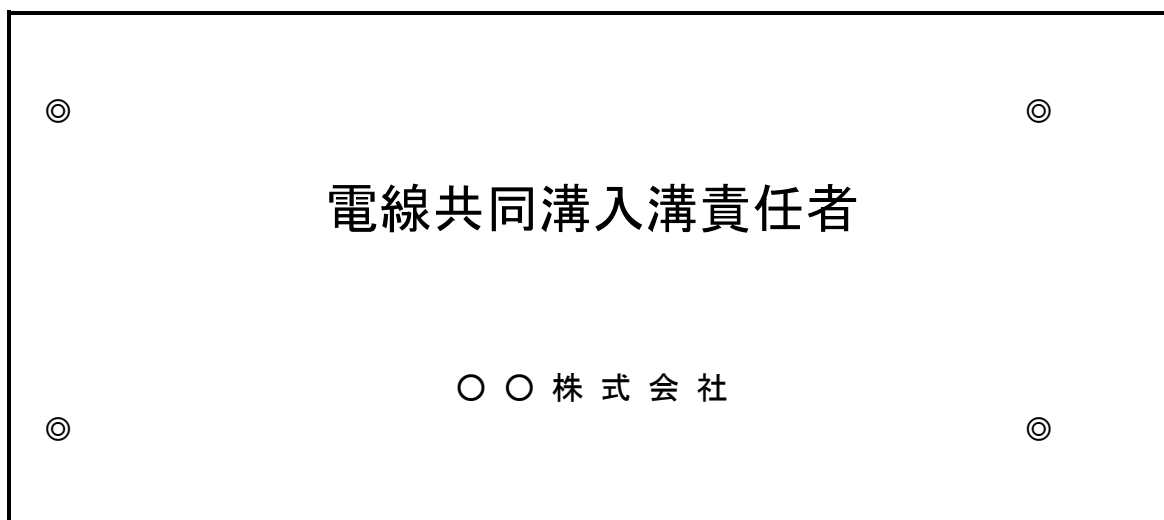
## 3. 入溝時の記録に関すること

入溝したときは、電線共同溝入溝日誌に必要な事項を記載の上、鍵の返納時に所長に提出すること。

## 4. ハンドホール等の蓋の鍵に関すること

- 1) 入溝責任者は、貸与された鍵の保管に十分な措置を執り、許可された目的以外に鍵を使用しないこと。
- 2) 鍵は、所長が定めた期日までに返納すること。
- 3) 鍵の貸与は原則入溝期間中に行う。ただし、休日、夜間施工等の場合は入溝期間前の貸与及び入溝期間後の返却も可とする。
- 4) 鍵の貸与を受ける時は、電線共同溝鍵貸出簿に必要な事項を記入の上、入溝責任者が鍵の貸与を受けること。
- 5) 入溝責任者は、鍵を返納する時は、電線共同溝入溝（作業）完了及び鍵返納届に必要な事項を記載の上、所長に提出するとともに、電線共同溝鍵貸出簿に必要な事項を記入して鍵を返納し、確認を受けること。
- 6) 鍵の複製は禁止する。
- 7) 鍵を紛失又は破損した場合は、関係する鍵の取り替え費用を入溝者が負担するものとする。

腕 章



注1 腕章の地は黄色、文字は黒色とする。

2 占有者において、別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。

電線共同溝鍵貸出簿

受付 番号	日 時		氏 名	会社名	連絡先 TEL	鍵番号
	貸出日時	返却日時				

電線共同溝入溝日誌

令和 年 月 日 曜日		機 関 名	
路 線 名		入溝責任者	
住 所		作業時間	時 分～ 時 分
		入溝人員	名
ハンドホール 番号		距 離 標	KP ～KP (上り・下り・横断)
入溝目的			

区分	No.	項目	記録	区分	No.	項目	記録
事前事項	1	作業の施行承認を受けたか		一般事項	1	鍵番号は	
	2	入溝の承認を受けたか			2	保安帽、作業服等の安全確認をしたか	
	3	火気使用の承認を受けたか			3	非常用の灯具を確認したか	
	4	入溝の注意事項を再確認したか			4	開口部の保安施設、要員は確認したか	
	5	必要な立会者に立会申請したか			5	他の占用物件等に損害を与えなかったか	
特殊事項	1	酸欠測定器を準備したか			6	溝内の禁煙を守ったか	
	2	非常用消火器を準備したか			7	器材を溝内に放置していないか	
	3	空気呼吸器を準備したか			8	継続作業で器材が整頓されているか	
	4	防火シートを準備したか			9	出溝時に溝内外の清掃をしたか	
					10	ハンドホール蓋の施錠を確実に行ったか	
					11	入溝日誌に記入漏れがないか	

特記事項

道路管理者特記事項

所長	課長	担当

## 設備異常発見報告書

第 号  
令和 年 月 日

電線共同溝名等	一般国道 号 ( ○○ 電線共同溝)
場 所	○○市○○区○○丁目 番地付近
距 離 標	K P ~ K P (上り・下り・横断)
設備異常の種別	電線共同溝本体 ・ 収容物件 (企業名 )
発 見 者	(企業名) (所属部課名) (氏名) (連絡先)
設備異常の状況	(詳細に記述)
状況写真の有無	有 (保管者 ) ・ 無
その他資料の有無	有 (資料名 ) ・ 無
問合せ先	(企業名) (所属部課名) (氏名) (連絡先)

所 長	課 長	担 当



事 故 報 告 書

令和 第 年 月 日

〇〇道路事務所長 殿

住 所  
 占用者名  
 担当者  
 TEL

下記のとおり報告します。

電線共同溝名・場所	一般国道 号（電線共同溝名 ) 場所：		
事故発生日時	令和	年	月 日 時 分
事故処理終了日時	令和	年	月 日 時 分
他の占有者への影響	無・有 ( )	他の占用者への連絡	済 ・ 未
事故処理に携わった責任者	印 TEL		
報告書作成者	印 TEL		
事故の状況			
処理の方法			
その他			
添付書類			